

第 17 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 3 年 12 月 2 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 55 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 56 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について
議第 57 号	農用地利用集積計画の決定について
報第 22 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局 長 高 木 雅 春 事務局次長 伊 納 和 昭 書 記 小 栗 直 也
6、会議録署名者	9 番 日比野 勝伸 委員、10 番 田中 豊雄 委員
7、欠席委員	5 番 奥村 俊雄 委員 平田 功一 推進委員 奥村 幸美 推進委員
議 長	<p>ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員名で定足数に達していますので、これより第 17 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>本日、5 番 奥村 俊雄 委員、平田 功一 推進委員、奥村 幸美 推進委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。</p> <p>会議録 署名者に、9 番 日比野 勝伸 委員、10 番 田中 豊雄 委員を指名します。</p> <p>それでは、議第 55 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について、事務局 説明願います。
事務局次長	<p>資料の 5-1 をご覧ください。申請地の場所は、御嵩町立上之郷保育園から東へ 500m ほどのところ です。</p> <p>申請地は接道がなく、また自宅から坂を 200m 程度登った場所にあるため、耕作を長らく行っておらず平成 30 年に荒地地になることを防ぐため植林を行いました。譲受人は申請地の周囲の土地を所有しているため、申請地も一体で管理できることから譲渡人より譲渡したいとの申し出があり、その希望に応えることにしました。</p>

	<p>利用期間は許可日から永久。資金調達は全額自己資金です。 北側、東側、南側は譲受人所有地、西側は譲受人所有地とため池。 雨水は自然浸透で、汚水は発生しません。万が一周辺に被害を及ぼした場合には自己責任で対処します。 許可申請書、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳附属地図、土地利用計画図、誓約書、銀行残高証明書、登記事項証明書、規則、始末書、委任状を確認しました。 11月9日に事前説明、11月25日に現地確認を行いました。 以上から1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。 次に2号事案について、13番 石渡 和美 委員 説明願います。</p>
13番 石渡 委員	<p>2号事案の説明をします。申請地の場所は古屋敷教員住宅より東へ50mのところでは、 家族が車の運転免許を取り、車を購入予定ですが、駐車場が1台分しかないため申請地を購入し、駐車場にするとのことです。 申請地の概要としては、東側は譲渡人所有の畑、南側は道路、西側は道路、北側は住宅。 万一、被害が出た場合は責任をもって解決するそうです。雨水は自然浸透。資金は自己資金。 全部事項証明書、計画書、資金証明書、誓約書、委任状を確認しました。11月18日に事前説明、11月25日に現地確認しました。 以上から2号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、一団の規模が10ha以上の農</p>

<p>議 長</p>	<p>地であるため、第1種農地に位置付けられます。以上です。</p> <p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に3号事案について、事務局 説明願います。</p> <p>(事務局長説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>先ほど総務委員から地区の一致した考えをいただいたので、職務代理から意見を伺いたいと思います。</p>
<p>1 番 青木 委員</p>	<p>皆さんの地区別の協議会でも意見が出ていましたので、我々の指摘事項の町道中 263 号線の取扱いについて十分に配慮されていないということで、この3号事案について保留という形をとってはどうかと私は思います</p>
<p>議 長</p>	<p>私の方から青木職務代理の意見にあったことなどを踏まえまして現時点では保留とすることに対して皆様方の採決を求めたいと思います。</p> <p>現時点で保留とすることに異議のない方の挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。挙手全員であります。よって3号事案は保留とさせていただきます。</p> <p>次に議第 56 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、13番 石渡 和美 委員 説明願います。</p>
<p>13 番 石渡 委員</p>	<p>1号事案の説明をします。申請地の場所は顔戸駅より北西に数十mのところですが、申請地の隣地を土木建設会社の露天駐車場として貸していますが、今後駐車場の需要が見込まれるため、露天駐車場として利用したいとのことです。</p> <p>申請地の概要は、北側は申請人の休耕田、西側は宅地・田、東側は露天駐車場・宅地、南側は道路です。</p> <p>雨水については、砂利敷きで地下浸透とします。万一、被害が出</p>

	<p>た場合は責任をもって解決するそうです。資金は全額自己資金。 土地全部事項証明書、計画図、隣地承諾書、誓約書、土地賃貸借契約書案を確認しました。 11月18日に事前説明、11月25日に現地確認しました。 以上から1号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、顔戸駅から300m以内であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第57号農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について、11番田中 宣行 委員 説明願います。</p>
11番 田中 委員	<p>平田推進委員が休みのため、説明させていただきます。11月12日に地区担当の田中豊雄委員と現地確認を行ったとのこと。場所は国道21号バイパス沿い〇〇より西側50mほどのところ。問題はなしとのこと。この土地につきましては20年くらい前から耕作放棄地になっており、青木委員と相談し、地区で草を刈って耕作をしようとしていたところ、借人が耕作したいという話になり、この申請になりました。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は適当と認めます。</p> <p>次に、報第22号、農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、事務局報告願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>

<p>事務局次長</p> <p>議 長</p>	<p>特にありません。</p> <p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">12時00分終了</p>
-------------------------	--

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

9 番

10 番
